

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第13回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会																																																																						
開会及び閉会日時	平成22年11月12日(金) 午後1時30分～午後4時																																																																						
開催場所	北本市文化センター第2研修室																																																																						
委員長氏名	委員長 河井宏暢																																																																						
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢																																																																						
欠席委員(者)氏名	なし																																																																						
説明者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">総合政策部</td> <td style="width: 10%;">部長</td> <td style="width: 15%;">谷澤暢</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>課長</td> <td>加藤功</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策推進課</td> <td>課長</td> <td>町田浩一</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協働推進課</td> <td>課長</td> <td>柴崎照夫</td> <td>主幹</td> <td>長嶋太一</td> <td>主事補</td> <td>長谷川知亮</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>課長</td> <td>荒井光男</td> <td>主幹</td> <td>加藤浩</td> <td>主任</td> <td>鷹谷豪</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>課長</td> <td>横田順一</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>くらし安全課</td> <td>課長</td> <td>長島良和</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業振興課</td> <td>課長</td> <td>田中正昭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>課長</td> <td>中嶋仁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>主任</td> <td>安藤裕也</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総合政策部	部長	谷澤暢					秘書広報課	課長	加藤功					政策推進課	課長	町田浩一					協働推進課	課長	柴崎照夫	主幹	長嶋太一	主事補	長谷川知亮	総務課	課長	荒井光男	主幹	加藤浩	主任	鷹谷豪	税務課	課長	横田順一					くらし安全課	課長	長島良和					産業振興課	課長	田中正昭					都市計画課	課長	中嶋仁					生涯学習課	主任	安藤裕也				
総合政策部	部長	谷澤暢																																																																					
秘書広報課	課長	加藤功																																																																					
政策推進課	課長	町田浩一																																																																					
協働推進課	課長	柴崎照夫	主幹	長嶋太一	主事補	長谷川知亮																																																																	
総務課	課長	荒井光男	主幹	加藤浩	主任	鷹谷豪																																																																	
税務課	課長	横田順一																																																																					
くらし安全課	課長	長島良和																																																																					
産業振興課	課長	田中正昭																																																																					
都市計画課	課長	中嶋仁																																																																					
生涯学習課	主任	安藤裕也																																																																					
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮																																																																						
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 自己紹介</li> <li>4 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について（北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告）』について</li> <li>(2) 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討（3）</li> </ol> </li> <li>5 そ の 他</li> <li>6 閉 会</li> </ol>																																																																						
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 平成22年度北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿</li> <li>3 北本市協働推進等庁内検討委員会委員名簿</li> <li>4 第13回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の進め方について</li> <li>5 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について —北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—</li> <li>6 作業部会及び各課等から出された市民検討委員会中間報告に関する意見とその対応案</li> <li>7 第13回市民検討委員会（庁内検討委員との話し合い）検討資料</li> <li>8 『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』に関する意見について（秘書広報課）</li> </ol>																																																																						

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第13回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
事務局	<p>2 あいさつ 開会にあたり、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員長より御挨拶をいただきます。河井委員長、よろしく申し上げます。</p>
河井委員長	<p>本日の市民検討委員会は、北本市協働推進等庁内検討委員会委員との協議の場である。 北本市市民参画推進条例の成立と、条例施行後の市民参画推進のためには、市民だけでなく庁内の理解と協力が必要となる。北本市自治基本条例に命を吹き込むために、市民検討委員会の中間報告について活発な意見交換をお願いしたい。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 次に、北本市協働推進条例等庁内検討委員会委員長の谷澤から御挨拶申し上げます。谷澤総合政策部長、よろしく申し上げます。</p>
総合政策部長 谷澤	<p>北本市市民参画推進条例について、行政側では北本市協働推進等庁内検討委員会とその下部組織の作業部会が検討を進めています。本日の市民検討委員会が市民検討委員会委員と庁内検討委員会委員の忌憚のない意見交換の場となることを期待しております。 10月1日付けで市長に報告のあった『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』について、全課へ意見の照会をかける等、行政側も研究を行いました。市民検討委員会と連携し、よい条例が制定できるよう努力して参ります。</p>
事務局	<p>3 自己紹介 本日は、市民検討委員会と庁内検討委員会が直接協議を行う初めての場となります。市民検討委員会、庁内検討委員会双方の委員に、一人ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会委員、庁内検討委員会委員 自己紹介—</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 市民と行政の協議を行うにあたり、例規関係を担当する総務課文書・情報公開担当職員も、本委員会に出席させていただきます。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	—総務課文書・情報公開担当職員 自己紹介—
事務局	<p>4 議 題 この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長にお願いします。</p>
河井委員長	<p>それでは、本日の議題に入る。 まず、「(1)『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について（北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告）』について」を議題とする。配布資料について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を示して説明—</p> <p><b>* 資料『作業部会及び各課等から出された市民検討委員会中間報告に関する意見とその対応案』（以下、『対応案』）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』（以下、『項目案』）に対する各課／庁内検討委員会／作業部会／部長の意見を整理した。</li> <li>・四角の大枠のうち、「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">作</span>」が作業部員から、「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">課</span>」が各課から、「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">部</span>」が部長から得た意見である。</li> <li>・行政からの各意見に対し市民検討委員会の考え方や議論を示し、「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">解決</span>」「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">修正</span>」「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">要検討</span>」の3つの対応案に分類及び整理した。</li> <li>・『対応案』 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">解決</span> については、市民検討委員会で御確認いただきたい。</li> <li>・『対応案』 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">修正</span> については、修正内容を本委員会で議論の上、御承認いただきたい。</li> <li>・『対応案』 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">要検討</span> については、市民検討委員会と庁内検討委員会で協議の上、市民検討委員会の意見として「条例に位置づけるべき項目」を確定していただきたい。</li> </ul> <p><b>* 資料『第13回市民検討委員会（庁内検討委員との話し合い）検討資料』について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料『対応案』のうち、「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">修正</span>」「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">要検討</span>」については、それぞれ資料『第13回市民検討委員会（庁内検討委員との話し合い）検討資料』（以下、『検討資料』）の「Ⅰ 確認事項」「Ⅱ 検討事項」としてまとめた。</li> </ul>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>* 資料『『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』に関する意見について（秘書広報課）』について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民検討委員会の中間報告『項目案』に対する各課の意見のうち、締切を過ぎてから提出のあった秘書広報課からの回答である。『対応案』の中には盛り込めなかったため、追加資料として配布した。</li> </ul> <p>引き続き、対応案の中身について事務局からの説明をお願いします。市民検討委員会と庁内検討委員会の委員は、必要に応じて発言していただきたい。</p>
事務局	<p>『対応案』について「【1】特に注意すべき点」「【2】位置づけが必要な項目」「【3】その他の意見」の順で御説明します。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 『対応案』について資料を示して説明—</p>
河井委員長	<p>『対応案』1ページ1枠目について、『項目案』「7-1 市民参画の対象(4)」を「『大規模な施設』」とし、施行規則の中で基準を規定する。『対応案』1ページ2枠目について、北本市市民参画推進条例に使用する用語の意義は北本市自治基本条例に規定する用語の意義による、と明記する。</p> <p>以上の修正内容で、市民検討委員会委員はよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">—一同 了承—</p>
河井委員長	<p>『対応案』2ページ2枠目の「条例の目的」とは、具体的にどの部分を指すものか。</p>
事務局	<p>市民検討委員会からの中間報告『項目案』のうち、「1 目的」の部分です。</p>
河井委員長	<p>『対応案』2ページ3枠目で「市民政策提案制度」を「参画の方法」とは別立てで規定する旨の説明があったが、条例案の項目ではどの辺りに組み込まれるのか。</p>
事務局	<p>「市民政策提案制度」は市民自らが主体となって市政に参画する手段であるため、市民が市の求めに応じて行う参画手段を列記した「8 参画の方法」からは取り除き、「12 市民登録制度」と隣接した位置に別立てで規定することが適切と考えました。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>また、『対応案』「【3】その他の意見」にも記載がありますが、『項目案』の「8 参画の方法(8)」に挙げられた参画方法は他の参画手段とは制度の性質が異なるため、市民参画推進条例には規定せず、パンフレット等で一覧できるようにした上で広報周知を続けていくのが適切と考えました。</p> <p>『対応案』2ページ4枠目に関連して、「市長への手紙」は市政に対する苦情の窓口になってしまっているとの説明を以前担当者から受けたが、別の観点から考えると、市民はそういった形の「意見のはけ口」を求めているのかもしれない。民間企業では「お客様相談センター」といった類のものがあるが、行政に関しても「意見をどこへ言ったらよいかわからないから『市長への手紙』に書く」という状況なのだと思う。</p>
高橋（伸） 委員	<p>市民の意見や意向を市政に反映させる手段としてどのような形が適切かを考えていく必要がある。</p> <p>市民検討委員会では「アンケート≠市民登録を行った市民に対するインターネットアンケート」という結論になった。『項目案』をまとめる際にも多少ぼんやりしていた点ではあったが、「組織票」の扱いを慎重に考えておかなければならない。</p>
古賀委員	<p>市民検討委員会では、市民登録を行った市民に対するアンケートは市政運営のための参考意見として扱うに留まり、多数票で何かを決するという性質の制度ではない、という結論になった。</p>
河井委員長	<p>『項目案』「8 参画の方法」の「市民政策提案制度」は別立てで規定し、現行のインターネットモニター制度の役割を「市民登録制度」に盛り込む。また、『項目案』「8 参画の方法(8) その他の効果的な方法」は市民参画推進条例には規定しない。以上の内容で、市民検討委員会委員と庁内検討委員会委員との間に意見の相違は無い、ということによろしいか。</p> <p style="text-align: center;">——同 承認——</p>
河井委員長	<p>『対応案』4ページ2枠目は具体的にどういった内容の意見か。</p>
事務局	<p>現行の「パブリック・コメント手続」については、手続の進め方が『北本市パブリック・コメント手続実施要綱』で詳細に定められていますが、他の参画制度についても、実施時期等、手続の詳細を定めておくべきではないか、というものです。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	<p>ただ、手続の実施時期は各制度により異なります。『項目案』「3 基本原則(2)」に「政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画」という規定が存在するため、この点については「解決済」と判断しました。</p> <p>私自身がこれまで市の様々なプロジェクトに関わってきた中で感じた点、あるいは本市民検討委員会でも強く指摘のあった点だが、北本駅西口駅広再整備問題を代表例として、市が市民に市政への参画を求める時期はあまりに遅すぎる、という印象がある。今さら「議論」してももう遅いだろうという時期になってようやく市民の目にさらされる、ということの繰り返しであった。</p> <p>以上の問題意識を踏まえ、参画を求める具体的な時期を明記するのは難しいだろうが、なるべく早い時期からの市民参画を求めることを市政運営の基本原則としたい、という結論になった。</p>
河井委員長	<p>市民参画推進条例が施行されたとして、「市民へ参画を求める時期が遅い」といった、事後の評価は誰が行うのか。</p>
事務局	<p>『項目案』「13 推進評価機関」である北本市自治基本条例審議会が、「6 市民参画推進計画」をもとに市民参画推進のPDCAサイクル（PLAN - DO - CHECK - ACT）のうち、評価部分（CHECK）を担っていくこととなります。</p>
河井委員長	<p>『対応案』4 ページ3 枠目について解説をお願いしたい。</p>
事務局	<p>要綱で現在運営しているパブリック・コメント手続について、せっかく公募しても寄せられる意見が少ないのではないかと、条例に新たに位置づけるにあたってパブリック・コメント手続制度自体の改善策を考えるべきではないかと、とする意見です。</p> <p>これについて市民検討委員会でも以前議論がありましたが、パブリック・コメント手続制度それ自体の盛り上がりよりも、それ以前に実施する市民参画手続（参考：『項目案』「9 参画の実施」）の各過程で市民と市の情報共有が適切に行われることの方が重要ではないかと、という結論になりました。そのような考え方を踏まえると、的確な合意形成が行われた後の最終手段としてのパブリック・コメント手続に寄せられる意見は、むしろ少なくなる方が望ましいと考えることもできます。</p>
河井委員長	<p>予算編成について、『対応案』5 ページ5 枠目のような踏み込んだ意見が庁内から得られたことは意外だが、よかったと思う。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ただ、市民検討委員会としては、現段階での市民の参画能力を考えると、予算編成を「参画の対象」と位置づけることは難しいと判断した。この市民参画推進条例が適切に活用され、市民の参画能力が向上すれば予算編成も「参画の対象」として導入できるのかもしれないが、現段階では今後の検討課題として留めるものとした。</p> <p>たしかに、市民の、市政に関する一番の関心事は、自分が納めた税金がどのように使われているか、である。</p> <p>他自治体の例では、北海道ニセコ町の全町民に配布された解説冊子を読んだことがある。税の使途が事業ごとに「一人あたりいくら」という形で簡潔に解説された、挿絵入りの非常にわかりやすいものであった。</p> <p>また、旧騎西町が行った「事業仕分け」を傍聴したことがあるが、そうした形で事業評価過程や予算編成過程をオープンにして行くことが、現在の行政には求められている。</p> <p>現段階で予算編成を「参画の対象」に直接導入することはできなくとも、市政情報を広く市民にわかりやすく伝えるためのこうした努力や工夫は、行政に当然に課せられたものであると思う。</p> <p>『対応案』6ページ3枠目の審議会の公開に関して、会議記録が公表されていない審議会があるのではないか。</p> <p>また、審議会の情報をはじめ、市公式サイトが市民には非常にわかりづらい構造になっている。</p> <p>公開すべきものは、わかりやすい形での確に公開してもらいたい。</p>
高橋（伸） 委員	各部署が所管する審議会の情報を適切に公開し、会議録等、公開の対象となっているものは公式サイトでも速やかに公開すべきだ。
河井委員長	公開の対象であるにも関わらず現時点で未公開となっている情報については、情報公開請求の対象となるのか。
政策推進課 長 町田	そのとおりです。情報公開請求を受けた場合、行政は、非開示情報以外の情報を公開する必要があります。
河井委員長	<p>今の話を聞くと、北本市の行政は、やはり、情報公開請求手続という市民からの強い要求を受けて「初めて」情報を公開する、といった受け身の姿勢であるように思う。</p> <p>そのようなネガティブな情報公開姿勢と、市民参画に必要と考えられる情報を公式サイト等の様々な手段を用いて市民に対し行政が自主的に公表していくという積極的姿勢との間には、意識の面で大きな隔りがある。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>各部署では速やかな情報公開を心がけていても、庁内の連携が遅れ、公式サイトへの更新等が滞ることが多いのかもしれませんが。</p>
河井委員長	<p>多少「遅れる」のは構わないが、「出さない」という選択肢は全くおかしい。行政職員は、市民が市政のどういうところに疑問を感じているのか、もっと敏感に思案しなければならない。</p> <p>北本市自治基本条例第16条には「情報の公開及び発信」が市の義務として明記されている。情報の共有が的確になされてこそ、市民参画推進と協働推進である。</p> <p>他自治体の公式サイトや情報公開の様子をもっと研究してほしい。全ての分野で、とは言わない。自分の事務分掌の分野だけでも構わないから、どのように情報発信すべきかよく考えてほしい。</p> <p>北本市自治基本条例は、近隣自治体だけでなく全国的に見ても先進的な条例である。この北本市自治基本条例の理念に追いつけるような取り組みを、意欲的かつ着実に実行していかなければならない。</p> <p>もし行政が日々そのように適切な市政運営に努めているのであれば、その状況をしっかりと公開し、市民と共有してほしい。</p> <p>全ての市民がインターネットを使えるわけではないから、『広報きたもと』の全戸配布が、市の情報発信の基本となるだろう。『広報きたもと』に概要を載せ、専門的な部分は公式サイト等の別の手段で詳しく解説するのがよいと思われる。</p>
秋吉委員	<p>北本市は高齢化が進んでいる。法規等の詳細な内容を『広報きたもと』にずらずらと書かれても、全ての市民がそれを読み込むのは難しいだろう。</p> <p>『広報きたもと』には概要を載せ、詳細を知りたい場合はどの課、どの場所、どのページで情報を集めたらよいのかを明示すればよい。様々な広報手段が相乗的に効果を上げるよう工夫してほしい。</p>
事務局	<p>『対応案』6ページ4枠目は、北本市自治基本条例第5条「市民の権利及び責務」又は『項目案』「4 市民の役割」に記載があるように、行政だけでなく市民にも、まちづくりの主役としての責任と自覚を持っていただきたい、という行政職員の切なる思いだろうと思われます。</p>
河井委員長	<p>現在、市民検討委員会では、北本市市民参画推進条例に引き続き北本市協働推進条例の検討を進めている。北本市自治基本条例の理</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
政策推進課 長 町田	<p>念でもある「協働」のまちづくりの推進は、行政と市民が互いの立場と考え方を理解し合うことを大前提とする。行政には、情報発信等適切な市政運営に努めてもらいたいが、無責任なことを言う市民には、行政として毅然とした対応をしてほしい。</p> <p>河井委員長がおっしゃるように、北本市自治基本条例は、市民と市が対等な立場でまちづくりに取り組むことを基本理念としています。われわれ行政が市民に意見を言われっ放しでもいけませんし、行政が市民に対し有無を言わさず要求を押し付け続けるようでもいけないだろうと思います。もちろん、乱暴で無責任な「苦情」等に対しては真摯に対応したいと考えています。行政と市民の両者が責任と自覚をもってまちづくりに取り組んでいかねばなりません。</p>
高橋（伸） 委員	<p>北本市協働推進条例の検討に際し、関連資料として東京都足立区の『あだち協働ガイドライン～区民組織・団体、NPO、ボランティア等と区との協働設計図～』を読んだ。市民参画や協働を推進するためには、行政をはじめ全ての市民が手引きとして利用できるガイドラインを策定していく必要があるだろう。</p> <p>また、市政運営の適切性について中立的な裁定ができるセクションを、行政内部に設置してみるのもよいのではないか。</p>
河井委員長	<p>これまで、市民検討委員会の中間報告に対する行政からの『対応案』のうち「<u>解決</u>」又は「<u>修正</u>」と判断された部分について、市民検討委員会として確認及び承認の作業を行ってきた。</p> <p>ここからは、「<u>要検討</u>」と判断された部分について、重点的に協議を行っていきたい。その際、配布資料の『検討資料』「Ⅱ 検討事項」を参照してもらいたい。上から順に議論する。</p> <p>まず、「審議会等の公募委員の『割合』について市民参画推進条例に位置づけを行うべきか否か」である。</p> <p>確認だが、審議会等には行政職員も委員として入っている場合があるのか否か。</p>
産業振興課 長 田中	<p>基本的には、行政職員は入っていません。ただし、各審議会等の審議内容に応じて、行政職員が委員として加わっている場合もあります。</p>
税務課長 横田	<p>審議会等の公募委員の割合を、たとえば「30%以上」のように具体的に規定してしまうと、現在開催している審議会等の委員の構成割合についても再考が必要となり、公募委員の応募人数が少ない現状のままでは制度運営が非常に難しくなると思われます。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	最低線をあらかじめ決めておくという考え方もあるが、必要とされる委員の構成比率は、その審議会等の審議内容によって異なると思う。
高橋（伸） 委員	事務局に確認だが、公募委員の「割合」を明記することについては、市民検討委員会では求めなかったと思うが、いかがか。
事務局	市民検討委員会からは報告されていません。公募委員の「割合」を明記すべきではないかという意見は、作業部会の部員から出たものです。
高橋（陽） 委員	公募委員について、条例では、明確な構成比率を規定せず、努力義務としておく方がよろしいのではないか。 審議会等の構成員数は各会によって異なるため、人数の多い審議会では公募委員を集めるのがきつくなると思う。頭数だけ集めればよいというものでもない。
税務課長 横田	公募委員の枠を個別に設けている審議会等もありますが、やはり応募が少ないのが現状です。市民登録制度が始まり、市政に関心を持った市民に公募情報を周知しやすくなればこうした状況も改善できるのかもしれませんが、現時点では、単に率を打ち出しても運用が更に困難になるのではないかと思います。 また、多くの審議会等が自治会連合会やコミュニティ協議会等からの団体推薦に頼っていますが、一つの団体から多くの人員を派遣するのは、団体側にとっても負担になっているようです。
関山委員	私自身は、北本市自治基本条例の策定に関わった者としてその後の経過にも加わりたいと考え、公募委員に応募し、委嘱された。 公募委員を増やし市民参画の裾野を広げていくことは重要であるとは思いますが、応募が少ない状況ではどの程度の見識を持つ方が集まるかわからない。条例上は具体的な人数を明記せず、公募委員の増加については、あくまでも努力義務とするに留めるべきではないか。
高橋（伸） 委員	各審議会等で取り扱うテーマは様々であり、各テーマによって必要とされる構成員は、年齢、性別、地域、公募、それぞれの点で異なるだろう。
事務局	本日の委員会には総務課文書・情報公開担当職員にも出席を依頼

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>しました。ただいま議論となっている「審議会等の公募委員の『割合』について市民参画推進条例に位置づけを行うべきか否か」について、例規の観点からの解説を求めることを提案しますが、河井委員長、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">総務課文書・情報公開担当職員に解説をお願いします。</p>
総務課 加藤	<p>審議会等の公募委員の「割合」を具体的に規定することについて、「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を改正するのであれば、大きな問題はありません。</p> <p>一方で、今回制定する「北本市市民参画推進条例」の中に公募委員の割合を規定する場合は、疑義や問題が生じる危険性があります。</p> <p>たとえば、公募委員の数、年齢制限、男女比等は、審議会等の「目的」を実現するための「手法」であって、条例に明記することは適切ではないと思われます。</p> <p>また、具体的な数値を「条例」に明記すると、将来条例を改正し公募委員枠を拡充しようとした場合に議会の議決を経なければならなくなります。</p> <p>「要綱」の規定であれば、市長の判断での改正が可能ですから、数値を明記するのであれば要綱等で規定するのが望ましいと考えられます。</p>
河井委員長	<p>ただいまの説明にあったとおり、公募委員の割合については、市民参画推進条例ではなく要綱等で規定するものとする。</p> <p>市民検討委員会としては、公募委員の具体的な人数や割合を規定することを求めず、努力義務として公募委員の拡充がなされるよう市長へ答申を行いたい。</p> <p>以上の内容で、市民検討委員会委員、庁内検討委員会委員はよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">——同 承認——</p>
河井委員長	<p>次に、「パブリック・コメント手続を市民参画推進条例に位置づけるべきか、単独条例とすべきか」について検討を行う。</p> <p>後者、パブリック・コメント手続を市民参画推進条例に位置づける場合、市民参画推進条例『項目案』の「1 目的」の項目に「パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定める」ことを追加記載することになる。</p> <p>これらの内容について、総務課文書・情報公開担当の見解を聞き</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>総務課 加藤</p>	<p>たい。</p> <p>新たに条例を制定する場合、他の条例との整合性を確保する必要があります。</p> <p>第一に、北本市自治基本条例との関係性が問題となります。</p> <p>北本市自治基本条例第2条は、「この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。」と規定しています。そのため、パブリック・コメント手続を条例化するにあたっては、最高法規である北本市自治基本条例を最大限尊重する必要があります。</p> <p>北本市自治基本条例第18条第3項は「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。」、同条例第20条第2項は「パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。」と規定しています。両条項を踏まえると、「市民参画推進条例」と「パブリック・コメント手続条例」はそれぞれ別の条例として規定することが、北本市自治基本条例の想定する法形式だと考えられます。</p> <p>また、北本市自治基本条例第18条と同条例第20条の間には、第19条として「附属機関等の委員の選任」の項目が置かれています。このように第18条と第20条が、直接の関連の無い第19条によって分離されているという条文の掲載方法からも、同様の結論が導かれます。</p> <p>第二に、市民参画推進条例『項目案』「3 基本原則」に規定された「参画」の内容と、パブリック・コメント手続制度が想定する「参画」の性質との齟齬が問題となります。</p> <p>市民参画推進条例『項目案』「3 基本原則(2)」は、「政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画」と規定していますが、パブリック・コメント手続制度の「案を行政としてある程度固めた段階で市民全体の意見を聴く」という参画の性質とでは、「参画」の実施時期が異なります。よって、パブリック・コメント手続は、市民参画推進条例とは別の条例で定めた方が望ましいと考えられます。</p> <p>パブリック・コメント手続は、最終事務手続として、「30日間以上」という期限を定めて合意形成を図る制度です。立ち上げ段階から市民と市長等とが一緒に案を練り上げていくのが市民参画推進条例で想定する「参画」であるならば、想定する「参画」の性質が、市民参画推進条例とは異なるのではないのでしょうか。</p> <p>第三に、パブリック・コメント手続は、『項目案』のマッチング・ルールにおいて、市民参画手続の中でも必須のものとして位置づけられています。別条例での制定は、パブリック・コメント手続に対</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>する市民検討委員会の考え方にも則していると思われます。</p>
高橋（伸） 委員	<p>法律の整理の問題については市民が争っても意味の無い部分であるから、法規の専門家に任せた方がよいのではないか。市民参画の推進が実質的に担保され、骨抜きにならないのであれば、大きな問題は生じないと思う。</p>
矢澤委員	<p>市民参画推進条例とパブリック・コメント手続条例が条例として別個のものとなっても、パブリック・コメント手続自体が適正に実施され、それ以外の参画手続も担保されるのであれば、問題は無い。</p>
事務局	<p>もし別々の条例となったとしても、現行の「北本市パブリック・コメント手続実施要綱」を参考に、市民検討委員会の意見に相違の無い形で各条例案を策定していきます。</p>
河井委員長	<p>市民検討委員会としては、各市民参画制度が法規的に問題のない形で適正に条例化されるのであれば、市民参画推進条例とパブリック・コメント手続（条例）を同一条例とすることにこだわるものではない。</p> <p>以上の内容で、市民検討委員会委員、庁内検討委員会委員はよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">——同 了承——</p>
河井委員長	<p>次の検討事項に移る。「市民登録制度は制度を導入する意義が分からない。労力を使う割に効果が薄いのではないか」とはどういうことか。この意見の意図がどうも理解できない。</p>
事務局	<p>これは庁内検討委員会でなされた指摘です。『項目案』「10 参画手続の公表」にある、各担当窓口、市政情報コーナー、『広報きたもと』、市公式サイト、その他有効な広報手段、等で情報提供を行うのであれば、「市民登録」を行った市民に対して二重に情報を提供する手間は、それによって得られる効果と比べて見合わないのではないか、といった内容です。</p>
河井委員長	<p>市民検討委員会の強い問題意識として、『広報きたもと』や市公式サイト等のこれまでの情報発信のやり方では不十分なのではないか、というものがある。</p> <p>市政に興味を持った市民に直接的に情報を配信する手段として、</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秘書広報課 長 加藤	<p>有効な制度であると思う。</p> <p>秘書広報課内で話し合った結果を申し上げます。 市民登録をされた方に流す情報は、現在の市公式サイトでは「新着情報」に載せている情報と想定されます。この「新着情報」とは別の情報も併せて配信するのであれば市民登録制度を創設する意味もあるのかもしれませんが、現在の組織形態のまま各課が情報を二種類編集することについては、無駄と考えられる面も含めてあらためて検討を重ねなければならないと思われまます。</p>
高橋（伸） 委員	<p>「新着情報」が市民にメールで直接的に届き、詳しい内容は市公式サイト等で確認をする。頻繁に情報が流れてくるのがうるさいと感じる市民は、そもそも登録しないだろう。</p> <p>将来的には、市政に関心を抱いた市民の中で専門的な知識のある方を市が把握してまちづくりに協力してもらえよう形になれば望ましいと思う。それは今後の要検討課題とするにしても、メールマガジンの配信程度であれば情報発信手段として盛り込んでもよいのではないかと。</p>
河井委員長	<p>市公式サイトに情報を載せたから市民は勝手に見てください、という発想がそもそもよくない。市民が隅から隅までサイトを毎日チェックすることはできないだろう。市民参画関連情報を直接送ってきてほしいという市民の声には、応えなければ不親切である。市民参画、協働を推進するためには、大前提として、市民と市の間で情報の共有が図られていなければならない。</p>
須藤委員	<p>南小学校の「学校応援団」という例がある。学習や清掃活動について、支援及び協力が可能な市民を募る試みである。</p> <p>市民が自らの得意分野を登録して活用できる形で、市民と行政の協力関係を築いていけたらよいと思う。</p>
事務局	<p>市民参画推進条例の市民登録制度は、直接的な情報提供を目的に、あくまでも「市民参画の手法」として実施するものです。</p> <p>人材登録等をして市民の力をまちづくりに活かしていくための制度につきましては、協働推進条例や市民活動促進施策の検討の中で盛り込んでいきたいと思ひます。</p>
河井委員長	<p>メールマガジンによる情報提供を原則とし、メールの利用ができない市民については対応体制を検討する、ということで市民登録制度を『項目案』に盛り込んでよろしいかと。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>まちづくりのために人材情報を登録し活用する、といった内容の制度の創設については、協働推進条例や市民活動促進施策の検討の場で議論を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">——同 了承——</p> <p>「(2)北本市協働推進条例に位置づける項目の検討(3)」を議題とする。</p> <p>これからの検討スケジュールを確認したい。</p> <p>協働推進条例と市民活動促進施策については、アンケート等を用いて市内の市民活動団体の意見を聞きながら、両案を一体的に検討していきたい。特に市民活動促進施策については予算措置を伴うため、来年度以降の市民検討委員会の継続検討課題としたい。</p> <p>市民検討委員会の議論の方向性がある程度定まってきたところで、今回のように、庁内検討委員会や作業部会との協議の場を設けたい。</p> <p style="text-align: center;">——同 了承——</p>
高橋(伸)委員	<p>市民から行政へのお願いだが、市民参画推進条例や協働推進条例が制定され施行される前から、参画や協働のトライアルを積極的に行って行ってほしい。北本市自治基本条例に基づいた新しいまちづくりの推進のために、行政職員の積極的な意識改革をお願いしたい。</p>
河井委員長	<p>本日の議題は以上である。</p> <p>5 その他</p> <p style="text-align: center;">次回市民検討委員会の開催日時は未定</p>
加藤副委員長	<p>6 閉 会</p> <p>それでは、これをもって平成22年度第13回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。</p>